

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	女川町

女川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 女川町水産農林課
所在地 女川町女川浜字女川136
電話番号 0225-54-3131 内線243
FAX番号 0225-54-3959
メールアドレス norin@town.onagawa.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	女川町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	畑作	630千円 0.45ha
	樹木	4,680千円 2.60ha
	交通事故	1,200千円 4件

(2) 被害の傾向

水稻・畑作被害は減少傾向にあるが、これは度重なる被害からの耕作放棄によるものである。

樹木被害は増加傾向にあり、食害から再造林が進まず山は荒廃してる。

交通事故は前年より減少しているが報告されない事故も多数発生していると思われ、道路上で死亡処理される個体数は増加している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成19年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	6,510千円	5,556千円

- ※ 農業被害：狩猟圧強化及び自己防衛対策により2割減を目標
 林業被害：狩猟圧強化及び植栽木の管理によりにより1割減を目標
 交通事故：道路環境の整備により3割減を目標

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県猟友会石巻支部に有害捕獲を委託 年2回 ・箱わなの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による狩猟者の減少に伴う捕獲の担い手の育成 ・捕獲機材（箱わな、囲いわな等）の普及促進 ・生息域拡大による広域的な捕獲の必要性 ・残滓の適正な処理
防護柵の設置等に関する取組	魚網や廃材等を活用した防護柵の設置（宅地や耕作地に限定）	生息域拡大による広域的な防除の必要性

(5) 今後の取組方針

被害を軽減するには、狩猟圧による捕獲頭数を増やすだけでなく、エサ場や隠れ場となる耕作地・林地への侵入を防ぐ対策も重要であり、「宮城県牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」との整合性を図り、専門家や研究機関等の支援を受け、シカの生態に即した効果的な被害防除方法に関する情報の収集・普及に努める。

また、農林業者を対象とした被害防除対策に関する研修会等を開催し、自己防衛体制の整備を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宮城県猟友会石巻支部：委託契約に基づき捕獲活動の実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20 ～ 22	ニホンジカ	<p>わな猟免許<わな>限定試験受験者用講習会の開催 H20 箱わな等の捕獲機材の導入 (鳥獣害防止総合対策事業予定) H21～H22</p> <p>わな猟の技術向上と普及を図り、より効果的な捕獲を実践する。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンジカの生息域は、牡鹿半島南部から半島全域に拡大し、さらに半島外へも進出していることから捕獲圧の強化が必要である。</p> <p>「宮城県ニホンジカ保護管理計画」では、当初2年間の捕獲頭数を平成18年度の捕獲頭数530頭の約2倍である1,000頭を目標とし個体数調整を行うことから、本計画においても20年度、21年度の捕獲目標を年1,000頭(狩猟捕獲及び石巻市捕獲分を含む)とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
ニホンジカ	1,000頭 メス6割	1,000頭 メス6割	20年度、21年度の成果を踏まえて決定する

※ 捕獲計画数は石巻市分を含む

捕獲等の取組内容
<p>①猟銃による捕獲 宮城県猟友会石巻支部に有害鳥獣捕獲を委託（年2回） 秋捕獲（10月～11月）針浜・小乗～飯子浜区域 冬捕獲（2月～3月）針浜・小乗～飯子浜区域</p> <p>②わなによる捕獲 宮城県猟友会石巻支部等のわな免許資格者に委託 委託期間は3月15日から10月15日まで（狩猟期間は除く） （止めさしは、宮城県猟友会石巻支部等が実施する）</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
女川町	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
計画なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21 ～ 22	ニホンジカ	<p>シカの生態に即した効果的な被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、集落や地区といった大きな単位での計画的な電気柵等の防護柵の普及を図る。</p> <p>また、生息環境の改善が重要であることから、耕作放棄地等の適切な管理に努めるとともに、皆伐跡地の天然更新木が鹿の食害により生育が望めないことから、大面積の皆伐を希望する森林所有者に対して間伐又は小面積間伐を働きかけるものとする。</p>

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会
構成機関の名称	役割
石巻市	被害防止計画の作成
女川町	被害防止計画の作成
宮城県東部地方振興事務所	指導・助言
宮城北部森林管理署	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換
宮城県猟友会石巻支部	鳥獣捕獲の実施
いしのまき農業協同組合	農業被害に関する情報提供・被害対策
石巻地区森林組合	林業被害に関する情報収集・被害対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県環境生活部 自然保護課	適宜、対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止対策の情報提供、その他必要な指導、助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置しない

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

シカの生息域は限られた地域であり、他の地域個体群の生態的比較検討、効果的な防除方法等の情報交換など他の被害地域との連携を促進する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲で捕獲したシカの残滓は、指定した場所での埋設及び焼却処理を行う。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農林業者を対象に専門家を招いた講演会を開催し、被害対策の啓蒙に努め、自己防衛体制の整備を図る。
生息状況、捕獲状況、捕獲個体調査、被害状況調査等を実施、科学的、計画的な管理を推進する。